

逗子市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例 改正概要

1. 改正の趣旨

近年、墓地を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、従来の墓地形態のほかにライフスタイルや家族形態に応じて様々な新たな墓地形態の普及が進んでいます。こうした中、墓地経営においては引き続き永続的管理と公益性が求められることから、法人経営の適格性や墓地等の立地の妥当性について、現状の墓地情勢に合致するよう逗子市墓地等の経営の許可等に関する条例等を一部改正するものです。

2. 改正の内容

(1) 墓地等の経営を目的とする公益法人について、主たる事務所又は従たる事務所の所在地を市内に登録してからの期間及び公益法人となる名称変更登記をしてからの期間が5年以上経過していることを墓地等の経営主体となる要件とするもの。(第3条)

本市の住環境を十分に理解した公益法人による永続的な墓地管理が確保されるよう、公益法人に対しても条例第3条2項に規定する宗教法人と同様の要件を付与するために改正するものです。

(2) 墓地及び納骨堂の区域の境界線と建物との水平投影面における最短の距離について、「人が現に居住し、又は使用している建物」については一律110メートル以上の距離が必要であることとするもの。(第10条)

新たな墓地形態の普及により墓地造成への障壁が低減する中で、周辺の住環境への影響を十分に考慮し、焼骨を埋蔵する墓地の区域の境界線と人が現に居住する建物との距離についても従前の学校や病院等の規則で定める建物と同様に110メートル以上の距離を必要とするよう改正するものです。

3. 施行期日等

(1) 令和3年1月1日からとするもの。

(2) 必要な経過措置を定めるもの。

逗子市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例 主な改正点

<主な改正点>

- ・ 墓地等の経営主体となる公益法人の要件を変更します。(第3条)

現行 墓地等の経営を目的とする公益法人

改正後 墓地等の経営を目的とする公益法人で、次のいずれにも該当するもの

- ・主たる事務所又は従たる事務所の所在地を市内に登録してから5年以上経過していること
- ・公益法人となる名称変更登記をしてから5年以上経過していること

- ・ 焼骨を埋蔵する墓地及び納骨堂の区域の境界線と建物との間で確保すべき水平投影面における最短の距離について変更します。(第10条)

現行 人が現に居住する建物 75メートル

学校、病院等の規則で定める建物 110メートル

改正後 人が現に居住し、又は使用している建物 110メートル

逗子市墓地等の経営の許可等に関する条例(平成24年逗子市条例第5号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p style="text-align: center;">逗子市墓地等の経営の許可等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成24年 3月29日 逗子市条例第5号</p> <p>（墓地等の経営主体）</p> <p>第3条 墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、特別な理由があり、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>（1） 地方公共団体</p> <p>（2） 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第4条第2項に規定する法人(以下「宗教法人」という。)で、主たる事務所又は従たる事務所を逗子市の区域内(以下「市内」という。)に有し、かつ、当該市内に有する主たる事務所又は従たる事務所について、宗教法人法に基づく登記を行った日の翌日から起算して当該宗教法人が行う当該経営しようとする墓地等に係る第5条第1項第2号の規定による届出の日までの期間が5年以上経過し、及び当該期間中継続して宗教活動を行っているもの</p> <p>（3） <u>墓地等の経営を目的とする公益法人(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条第3号に</u></p>	<p style="text-align: center;">逗子市墓地等の経営の許可等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成24年 3月29日 逗子市条例第5号</p> <p>（墓地等の経営主体）</p> <p>第3条 墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、特別な理由があり、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>（3） <u>墓地等の経営を目的とする公益法人(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。以下この号にお</u></p>

規定する公益法人をいう。以下同じ。)

(設置場所の基準)

第10条 墓地等の設置場所の基準は、次のとおりとする。

- (1) 地方公共団体が経営しようとする場合を除き、申請者が所有し、所有権以外の権利が存しない土地であること。
- (2) 次の各号に掲げる墓地等の区域の境界線と建物との水平投影面における最短の距離は、当該各号に定める距離以上であること。ただし、市長が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

ア 焼骨を埋蔵する墓地及び納骨堂

いて「公益法人法」という。)第2条第3号に規定する公益法人をいう。以下同じ。)で、次のいずれにも該当するもの

ア 主たる事務所又は従たる事務所を市内に有し、かつ、当該市内に有する主たる事務所又は従たる事務所について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)に基づく登記を行った日の翌日から起算して当該公益法人が行う当該経営しようとする墓地等に係る第5条第1項第2号の規定による届出の日までの期間が5年以上経過していること。

イ 公益法人法に基づく登記を行った日の翌日から起算して当該公益法人が行う当該経営しようとする墓地等に係る第5条第1項第2号の規定による届出の日までの期間が5年以上経過していること。

(設置場所の基準)

第10条 墓地等の設置場所の基準は、次のとおりとする。

- (1) (略)
- (2) 次の各号に掲げる墓地等の区域の境界線と建物との水平投影面における最短の距離は、当該各号に定める距離以上であること。ただし、市長が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないものとして規則で定める場合は、この限りでない。

ア 墓地及び納骨堂

(ア) 人が現に居住する建物 75メートル

(イ) 学校、病院等の規則で定める建物 110メートル

イ 埋葬を行う墓地

人が現に居住し、又は使用している建物 110メートル

ウ 火葬場

人が現に居住し、又は使用している建物 300メートル

(3) 飲料水を汚染するおそれのない土地であること。

人が現に居住し、又は使用している建物 110メートル

イ 火葬場

人が現に居住し、又は使用している建物 300メートル

(3) (略)